



検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0731第1号」により、下記の検査項目におきまして検査実施料の新設が行われましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■ 適用日 2020年(令和 2年) 8月 1日より適用

■ 新規収載項目

- ・RAS 遺伝子検査(血漿)
- ・抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体[ELISA法]
- ・サイトメガロウイルス核酸定量

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

■ 検査実施料の新規掲載項目

適用日: 令和2年8月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
RAS 遺伝子検査 (血漿)	5000点 + 2500点	遺伝子 100点	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの及び「イ」処理が容易なもの「(1)」	<p>RAS遺伝子検査(血漿)は、「1」の「ロ」処理が複雑なもの、「イ」処理が容易なもの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。</p> <p>ア 本検査は、大腸癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高感度デジタルPCR法とフローサイトメトリ法を組み合わせた方法により行った場合に、患者1人につき、1回に限り算定できる。ただし、再度治療法を選択する必要のある場合にも算定できる。なお、本検査の実施は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なものうち、「(2)」のイに規定する大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は「(3)」のイに規定する大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を行うことが困難な場合に限る。</p> <p>イ 本検査を実施した場合は、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載する。</p> <p>ウ 本検査と、大腸癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なものうち、「(2)」のイに規定する大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は「(3)」のイに規定する大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p>
抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体 〔ELISA法〕	8000点 + 4850点	遺伝子 100点	「D006-4」 遺伝学的検査の「3」処理が極めて複雑なもの及び「D014」 自己抗体検査の「45」	<p>脊髄性筋萎縮症におけるオナセムノゲンアベパルボベクの適応を判定するための補助を目的として、ELISA法により抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の測定を実施する場合は、「3」処理が極めて複雑なもの「(1)」の所定点数と区分番号「D014」自己抗体検査「45」抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)を合算した点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針に示されている施設基準を満たす保険医療機関において、原則として2歳未満の患者1人につき1回、算定する。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p>
サイトメガロウイルス 核酸定量	450点	微生物 150点	「D023」 微生物核酸同定・ 定量検査の「14」	<p>サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリアルタイムPCR法によりサイトメガロウイルスDNAを測定した場合に、本区分の「14」単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量の所定点数を準用して算定する。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、本検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>